

税制上の優遇措置のお知らせ

平成20年4月30日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」により、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充されました。

「緑の東京募金」は、“ふるさと納税”と同様の扱いとなり、寄附金額の5千円を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除できることとなりました。〈所得税(寄附した年の所得控除)、個人住民税(寄附した翌年度の税額控除)〉(モデルケースを参照)

寄附金控除には、東京都(東京都環境局長)発行の領収書を添付した確定申告が必要ですので、忘れずに領収書の発行を希望してください。(確定申告をされた方については、住民税についての控除の申告は必要ありません。)

なお、この仕組みについては、総務省自治税務局のHPIに詳しい説明があります。

http://www.soumu.go.jp/menu_00/important/080430_2_kojin.html

〔所得税〕(所得税法第78条)

その年中に支出した寄附金額の合計(寄附金額が年間総所得金額等の40%を超えるときは、40%相当額)から5千円を控除した金額を、その年分の総所得金額から控除できます。

〔個人住民税〕(地方税法第37条の2及び314条の7)

その年中に支出した寄附金額の合計(寄附金額が年間総所得金額等の30%を超えるときは、30%相当額)から5千円を控除した金額について、①10%を乗じた額及び、②90%から寄附者に適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じた額(所得割額の1割を超えるときは1割相当額)の合計額を、その寄附をした翌年度分の税額から控除できます。

〔モデルケース〕

給与収入 700万円(夫婦+子供2人)
※個人住民税所得割額 313,000円

4万円を寄附する場合、
実質負担額は、5千円です。

緑の東京
募金

① 寄附

② 領収書



③ 確定申告

④ 税金の軽減

居住地の
税務署



寄附金額(4万円)のうち、3万5千円が軽減

寄附金控除対象外
5,000円

所得税軽減額
3,500円

住民税軽減額 31,500円

$(40,000 - 5,000) \text{円} \times 10\%$

(モデルケースの所得税の限界税率)

$((40,000 - 5,000) \text{円} \times 10\%) + ((40,000 - 5,000) \text{円} \times (90 - 10)\%)$

4万4千円までの寄附は、
いくら寄附を行っても実質負担額は、5千円です。

28,000円であり、控除上限の個人住民税所得割額の1割(31,300円)の範囲内

＜税金の軽減時期＞

所得税(所得控除)
寄附をした年の所得税が軽減され、還付されます。

○個人住民税(税額控除)
寄附をした翌年度の個人住民税が軽減されます。

※必ず確定申告を行ってください。(領収書添付)
※確定申告書は国税庁HPをご参照ください。